

# 流山市農業委員会 からのお知らせ(第5号)

編集・発行

流山市農業委員会事務局  
TEL 04-7150-6102



▲初総会風景

7月19日の任期満了に伴う農業委員会委員一般選挙が、6月29日告示されましたが、定数(9人)以上の立候補者がいなかったため、全員無投票当選となりました。また、議会推薦(4人)、各種団体推薦(3人)の新しい農業委員が推薦され、7月22日、井崎市長から辞令が交付されました。この日、改選後最初の農業委員会総会が開催され、会長に高市正義氏が、同職務代理者に石井勇氏が選出されました。(次ページで新しい農業委員をご紹介します。)



高市 正義 会長



石井 勇 会長職務代理者

## 高市会長 東葛飾地区農業委員会連合会 会長に就任

去る7月30日、高市会長が東葛飾地区農業委員会連合会会長に選出され、併せて、千葉県農業会議の常任議員に推薦されました。今後高市会長は、地区内農業委員会の健全な発展を図るとともに、毎月、県下の農地転用全諮問案件について、審査を行います。

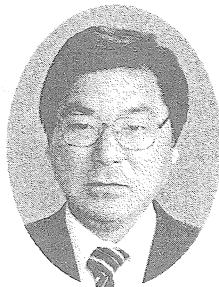
# 【新しい農業委員のご紹介】



委員名  
公選・推薦の別  
出身地区



水野 敬久 委員  
公選  
(前ヶ崎)



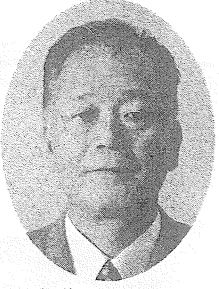
藤井 俊行 委員  
流山市議会推薦  
(西初石1丁目)



坂巻 忠志 委員  
流山市議会推薦  
(東深井)



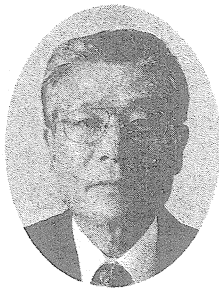
中村 敏則 委員  
公選  
(大畔)



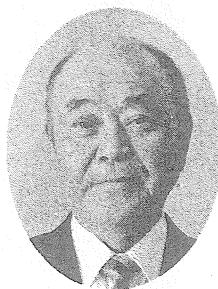
大作 榮 委員  
公選  
(小屋)



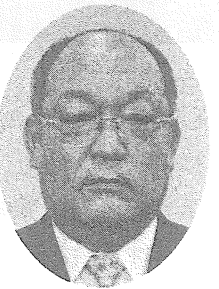
根本 隆 委員  
公選  
(長崎2丁目)



小林 常男 委員  
公選  
(平方)



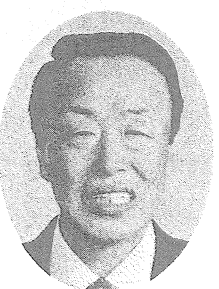
須郷 英夫 委員  
公選  
(木)



水代 啓司 委員  
北総農業共済組合推薦  
(向小金3丁目)



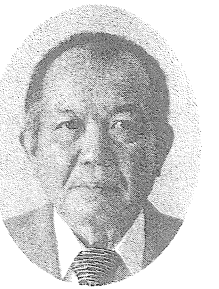
渋谷 辰夫 委員  
公選  
(下花輪)



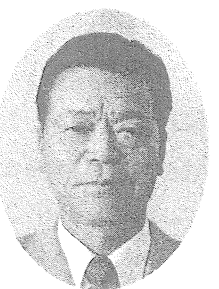
戸部 源房 委員  
流山市議会推薦  
(野々下1丁目)



伊藤 實 委員  
流山市議会推薦  
(北)



石井 勇 会長職務代理者  
公選  
(西深井)



大塚 侃 委員  
流山市新川土地改良区推薦  
(西深井)



秋谷 博 委員  
とうかつ中央農業協同組合推薦  
(駒木台)



高市 正義 会長  
公選  
(駒木)

# 軽油引取税の免税制度(農業を営む方)

軽油引取税は軽油を引取る際にその引取数量に対し課される(1リットル当たり32.1円)県の税金で、県の道路に関する費用の財源となるものですが、法令で定められた特定の用途のために軽油を引取る場合には、課税免除の適用があります。

この免税の用途のために引取る軽油のことを「免税軽油」といいます。

## 1 農業を営む者の免税の範囲

法令における「農業を営む者」とは、現に農業の事業を行っている者をいい、その事業範囲が免税の対象となります。地方税法施行令等が一部改正され、平成20年6月30日より、農作業のうち基幹的な作業のすべての委託を受けて農作業を行う者についても対象となります。

## 2 免税の手続き

### (1) 免税軽油使用者証

免税軽油を引取るためには、予め軽油を免税の用途に使用する者であることについて、県の認定を受けておく必要があります。

この認定を受けたことを証する書類のことを「免税軽油使用者証」といいます。

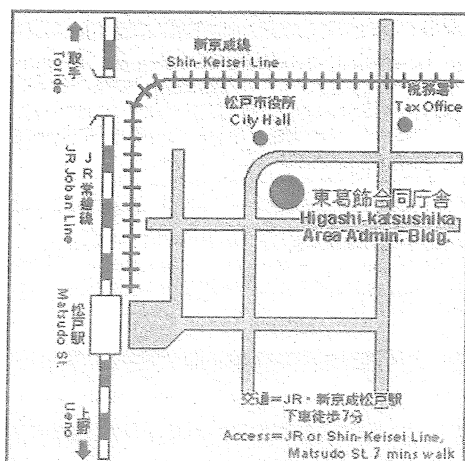
### (2) 免税証

「免税軽油使用者証」の交付を受けた後、実際に免税軽油を引取るために、引取り先に対し、その軽油が免税の用途に使用されることについて県の認定を受けていることを証明する必要があり、この証明に用いるために県が交付する書類のことを「免税証」といいます。この「免税証」と引き換えることにより、軽油を免税価格で引取ることができます。

## 3 申請の窓口

免税軽油を使用するためには、多くの要件を満たしている必要があります。

免税軽油の手続きは、免税軽油を使用する事業所等の所在地を管轄する県税事務所が窓口となりますので、不明な点は、お気軽に下記までお問い合わせください。



千葉県税事務所 課税課

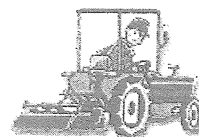
〒271-8566

松戸市小根本7

(東葛飾合同庁舎2階)

☎047(361)4036(直通)

4037(直通)



# 本市初の「家族経営協定」締結!

農家の皆様、「家族経営協定」をご存知ですか。

「家族経営協定」は、家族で農業経営に携わる農家が、家族全員がそれぞれの意志を尊重し、「経営やくらしの目標」について話し合い、家族全員で農業経営について取り決めをし、意欲と生きがいをもって、魅力的な農家生活・農業経営に取り組むための家族間でのルールづくりです。

去る3月17日、市役所で、石原副市長、高市農業委員長及び大野千葉県東葛飾農林振興センター改良普及課長の立会いの下、本市で初めての「家族経営協定」が締結されました。

締結したのは、平方で農業を営んでいる小林充明さん、静子さんご夫婦。

水田40アールと野菜61アールを営んでいる小林さんご夫婦は、「ゆとりのある農業経営と健康で明るい家庭を築く。」ことを目的に、何事もよく話し合い、よきパートナーとして努力して行きたいということでした。

家族経営協定については、お気軽に農業委員会事務局までご相談ください。



▲家族経営協定を締結した小林さんご夫婦 (出荷作業場で)

**全国農業  
新聞**

経営とくらしに役立つ  
情報をお届けします

発行日/毎週金曜日  
購読料/1か月600円

購読のお申し込みは、  
農業委員会事務局へ  
☎7150-6102

国が支える。安心が大きくなる  
**担い手 積立年金**

「担い手積立年金」は農業者年金の愛称です。

農業に携わる方ならどなたでも加入いただけます